

[じん肺健康診断の実施について]

1. 対象者

イ. 新たに常時粉じん作業に従事することとなった職員

(以前に常時粉じん作業に従事したことがない者・1年以内のじん肺健康診断で所見なし又は管理1の者・1年以内にじん肺健康診断を受けて、管理2又は管理3イの者・6月以内のじん肺健康診断で管理3ロの者は除く)

ロ. 常時粉じん作業に従事する職員

ハ. 常時粉じん作業に従事したことがある職員で、現に粉じん作業以外の作業に常時従事している職員

※「粉じん作業」については下記4参照

2. 検査項目

①粉じん作業についての職歴の調査

②胸部のX線直接撮影による検査

3. 受診時期

健康診断の結果により、管理区分が決定されます。

次回の健康診断の受診時期は、管理区分により、以下のようになります。

対象者区分	管理区分	受診時期
上記イ	—	従事して最初の健康診断時
上記ロ	1	3年以内ごとに1回
	2及び3	1年以内ごとに1回
上記ハ	2	3年以内ごとに1回
	3	1年以内ごとに1回

※過去(平成18～22年度・23年度第1回)の当該健康診断の受診者については、管理区分は全員「管理1」ですので「3年以内ごとに1回」の受診になります。

4. 粉じん作業(じん肺法施行規則別表(第2条関係)抜粋)

一 土石、岩石又は鉱物(以下「鉱物等」という。)(湿潤な土石を除く。)を掘削する場所における作業。ただし、次に掲げる作業を除く。

イ 坑外の、鉱物等を湿式により試錐(すい)する場所における作業

ロ 屋外の、鉱物等を動力又は発破によらないで掘削する場所における作業

二 鉱物等(湿潤なものを除く。)を積載した車の荷台をくつがえし、又は傾けることにより鉱物等(湿潤なものを除く。)を積み卸す場所における作業(次号、第九号又は第十八号に掲げる作業を除く。)

三 坑内の、鉱物等を破碎し、粉碎し、ふるいわけ、積み込み、又は積み卸す場所における作業。ただし、次に掲げる作業を除く。

イ 湿潤な鉱物等を積み込み、又は積み卸す場所における作業

- ロ 水の中で破碎し、粉碎し、又はふるいわける場所における作業
 - ハ 設備による注水をしながらふるいわける場所における作業
- 四 坑内において鉱物等（湿潤なものを除く。）を運搬する作業。ただし、鉱物等を積載した車を牽（けん）引する機関車を運転する作業を除く。
- 五 坑内の、鉱物等（湿潤なものを除く。）を充てんし、又は岩粉を散布する場所における作業
- 五の二 坑内であつて、第一号から第三号まで又は前号に規定する場所に近接する場所において、粉じんが附着し、又はたい積した機械設備又は電気設備を移設し、撤去し、点検し、又は補修する作業
- 六 岩石又は鉱物を裁断し、彫り、又は仕上げする場所における作業（第十三号に掲げる作業を除く。）。ただし、次に掲げる作業を除く。
- イ 火炎を用いて裁断し、又は仕上げする場所における作業
 - ロ 設備による注水又は注油をしながら、裁断し、彫り、又は仕上げする場所における作業
- 七 研ま材の吹き付けにより研まし、又は研ま材を用いて動力により、岩石、鉱物若しくは金属を研まし、若しくはばり取りし、若しくは金属を裁断する場所における作業（前号に掲げる作業を除く。）。ただし、設備による注水又は注油をしながら、研ま材を用いて動力により、岩石、鉱物若しくは金属を研まし、若しくはばり取りし、又は金属を裁断する場所における作業を除く。
- 八 鉱物等、炭素を主成分とする原料（以下「炭素原料」という。）又はアルミニウムはくを動力により破碎し、粉碎し、又はふるいわける場所における作業（第三号、第十五号又は第十九号に掲げる作業を除く。）。ただし、次に掲げる作業を除く。
- イ 水又は油の中で動力により破碎し、粉碎し、又はふるいわける場所における作業
 - ロ 設備による注水又は注油をしながら、鉱物等又は炭素原料を動力によりふるいわける場所における作業
 - ハ 屋外の、設備による注水又は注油をしながら、鉱物等又は炭素原料を動力により破碎し又は粉碎する場所における作業
- 九 セメント、フライアッシュ又は粉状の鉱石、炭素原料若しくは炭素製品を乾燥し、袋詰めし、積み込み、又は積み卸す場所における作業（第三号、第十六号又は第十八号に掲げる作業を除く。）
- 十 粉状のアルミニウム又は酸化チタンを袋詰めする場所における作業
- 十一 粉状の鉱石又は炭素原料を原料又は材料として使用する物を製造し、又は加工する工程において、粉状の鉱石、炭素原料又はこれらを含む物を混合し、混入し、又は散布する場所における作業（次号から第十四号までに掲げる作業を除く。）
- 十二 ガラス又はほうろうを製造する工程において、原料を混合する場所における作業又は原料若しくは調合物を溶解炉に投げ入れる作業。ただし、水の中で原料を混合する場所における作業を除く。
- 十三 陶磁器、耐火物、けいそう土製品又は研ま材を製造する工程において、原料を混合し、若しくは成形し、原料若しくは半製品を乾燥し、半製品を台車に積み込み、若しくは半製品若しくは製品を台車から積み卸し、仕上げし、若しくは荷造りする場所における作業又はかまの内部に立ち入る作業。ただし、次に掲げる作業を除く。
- イ 陶磁器を製造する工程において、原料を流し込み成形し、半製品を生仕上げし、又は製品を荷造りする場所における作業
 - ロ 水の中で原料を混合する場所における作業
- 十四 炭素製品を製造する工程において、炭素原料を混合し、若しくは成形し、半製品を炉詰めし、又は

半製品若しくは製品を炉出しし、若しくは仕上げする場所における作業。ただし、水の中で原料を混合する場所における作業を除く。

十五 砂型を用いて鋳物を製造する工程において、砂型をこわし、砂落としし、砂を再生し、砂を混練し、又は鋳ばり等を削り取る場所における作業（第七号に掲げる作業を除く。）。ただし、設備による注水若しくは注油をしながら、又は水若しくは油の中で、砂を再生する場所における作業を除く。

十六 鋳物等（湿潤なものを除く。）を運搬する船舶の船倉内で鋳物等（湿潤なものを除く。）をかき落とし、又はかき集める作業

十七 金属その他無機物を製錬し、又は溶融する工程において、土石又は鋳物を開放炉に投げ入れ、焼結し、湯出しし、又は鋳込みする場所における作業。ただし、転炉から湯出しし、又は金型に鋳込みする場所における作業を除く。

十八 粉状の鋳物を燃焼する工程又は金属その他無機物を製錬し、若しくは溶融する工程において、炉、煙道、煙突等に付着し、若しくはたい積した鋳さい又は灰をかき落とし、かき集め、積み込み、積み卸し、又は容器に入れる場所における作業

十九 耐火物を用いてかま、炉等を築造し、若しくは修理し、又は耐火物を用いたかま、炉等を解体し、若しくは破砕する作業

二十 屋内、坑内又はタンク、船舶、管、車両等の内部において、金属を溶断し、アーク溶接し、又はアークを用いてガウジングする作業。ただし、屋内において、自動溶断し、又は自動溶接する作業を除く

二十一 金属を溶射する場所における作業

二十二 染土の付着した藪(い)草を庫(くら)入れし、庫(くら)出しし、選別調整し、又は製織する場所における作業

二十三 長大ずい道（著しく長いずい道であつて、厚生労働大臣が指定するものをいう。）の内部の、ホッパー車からバラストを取り卸し、又はマルチプルタイタンパーにより道床をつき固める場所における作業

二十四 石綿をときほぐし、合剤し、紡績し、紡織し、吹き付けし、積み込み、若しくは積み卸し、又は石綿製品を積層し、縫い合わせ、切断し、研まし、仕上げし、若しくは包装する場所における作業

ただし、当該作業場における粉じんの発散の程度及び作業の工程その他からみて、この省令に規定する措置を講ずる必要がないと当該作業場の属する事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長が認定した作業を除く。